

国土交通省 石井啓一大臣に「中央新幹線品川・名古屋間建設工事の大深度地下の使用の認可について」使用認可を10月17日に認可した処分を取り消すように求める 陳情

大田区区議会議長 岸田哲治 様

住所 大田区田園調布2丁目21番18

号

氏名 保科由記子

2018年11月20日

【趣旨説明】

国土交通省 石井啓一大臣は「中央新幹線品川・名古屋間建設工事の大深度地下の使用の認可について」2018年10月17日付けで認可しました。当該自治体として認可の処分の取り消しを国土交通省 石井啓一大臣に求めるように要請します。

【理由】

住民が住環境の破壊への懸念から JR 東海へ詳しい説明を開くように何度も要請し、また大田区からも JR 東海へ働きかけしてほしい旨陳情してきました。8月23日にあった「大深度地下協議会」（関係沿線自治体の長らで構成）の場においては川崎市と大田区の代表が「環境への配慮」を求めて発言されました。特に大田区では大田区公共交通企画担当課長の山田氏が「中央新幹線の路線上の基礎自治体として区民が安全で安心して快適な生活が出来るように保障することが第一であるため説明会・公聴会などで区民が懸念している①環境への配慮②沿線住民及び地権者に対して適切な対応を求める」と要望しました。しかし、このような大田区や住民の要請にもかかわらず、JR 東海の再度の説明会は行われず、わずか2ヶ月足らずで、国土交通省は認可してしまいました。住民の声に寄り添って意見を出してくださった大田区の公共交通企画担当課長の山田氏の誠実な対応に心から敬意を表すと同時に、私たち住民の安全を守りたいという声を一顧だにせず使用許可を認可した国土交通省 石井啓一大臣は許すことができません。この先、地盤沈下・井戸枯れ・水害被害にみまわれる可能性があり区の財政を圧迫することが懸念されます。自治体から国土交通省 石井啓一大臣に認可の取り消しを要求していただきたくお願い申し上げます。

「大深度地下法」第5条では、「大深度地下の使用に当っては、その特性にかんがみ、安全の確保及び環境の保全に特に配慮しなければならない」となっています。第6条で「国は、大深度地下の公共的使用に関する基本方針を定めなければならない」としてい

ます。認可権者である国や都道府県知事に対しても「安全の確保」と「環境の保全」「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」（環境保全措置）を策定しています。この環境保全指針は対策を講じる必要項目として「地下水、施設設置による地盤変位、化学反応、掘削土の処理他の事項」を示しています。地下水の項目においては「地下水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下、地下水の流動阻害、地下水の水質」をあげていて、「事業区域及びその周辺において地下水位・水圧低下が生じ、井戸の取水障害や湧水の枯渇、地盤沈下が発生する可能性がある。このため、必要に応じて調査並びに影響の検討を行うこと」を求めています。「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」（安全基準）では、「安全確保のために措置が必要な事項として、火災・爆発、地震、浸水、停電、救急・救助活動、犯罪防止に対する措置が必要である」としています。大深度地下使用は大変危険なのです。

中央新幹線の建設事業が大深度地下法のもとに実施されることが可能なのが疑われる重大問題なのです。JR東海は都市部の大深度トンネルについては、地下水のトンネル内への流入を防ぐためシールド工法を採用するとしています。そして「これまでの文献及び地質調査から推定される帯水層の広がりに対し小さいことから、地下水への影響は小さいと考える」と解釈をしているようなのですが。しかし、シールド工法で過去に大きな事故の例も見られるのです。トンネル掘削時にもし深層地下水に当たったとしたら、その流れを変えてしまったり、強い圧力より地下水がトンネル内や地表に流出したりする可能性があります。東京外環道工事により平成30年6月に発生した野川水面では気泡（致死量である酸素濃度1.5%~6.4%）が発生しているのです。地中で空気が酸化作用で酸素を失い、ほぼ無酸素状態の気体が地表の住宅地に流出しているのです。人的被害は免れないのです。

また、不動産関係事業者によれば、大深度トンネルであっても真下にトンネルが存在すれば、地価の下落は免れないとされています。リニア大深度ルート上の住民の不動産損失は莫大です。

重ね重ね 当該自治体として住民の安全と財産を守るために国土交通省 石井啓一大臣に「中央新幹線品川・名古屋間建設工事の大深度地下の使用の認可について」2018年10月17日付けで行われた認可の処分の取り消しを要請していただきますようお願い申し上げます。